

## 令和5年度

### 第6回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和5年8月7日(月) 午後1時30分～午後3時00分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（9月1日公告）の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明申請について

議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）  
に対する意見聴収について

議案第6号 営農型太陽光発電の事業計画変更承認申請とそれに伴う農地法第5条  
及び農地法第3条の規定による許可申請について

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	渡邊 文隆	○	
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之	○		17	渡邊 敬子	○	
6	財間 敏行	○		18	前田 憲二	○	
7	須應 敏明	○		19	道下 和子		○
8	寺西 玉実		○	20	小次 啓二	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭		○
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 譲	○		23	佐々木 英明	○	
12	竹森 達		○	24	榮田 明美	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	松島 寛治		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 事	細川 美加	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任主事	影山 和祈	○	
出張所長	森田 一徳	○		(比和出張所)			
主 任	沖田 普耶		○	出張所長	坂口 登	○	
				主 任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	佐々木 敏也	○		出張所長	今西 隆行		○
主 事	辻 健作	○		主 任	荻原 綾乃		○

<p>事務局長</p>	<p>ただ今より、令和5年度第6回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)本日は8番寺西委員、12番竹森委員、19番道下委員、21番天根委員から欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>先ほども報告がありましたが、道下会長欠席でございますので、堀江会長代理より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長代理に議長を務めていただきます。</p> <p>(挨拶)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、会議を開会させていただきます。</p> <p>ただ今の出席委員は20名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。3番木村委員さん、4番増谷委員さん、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号34から38の5件について事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下省略)</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>それでは「農地法第3条の規定による許可申請」について、受付番号34から38の5件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p> <p>それでは受付番号34から38の5件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、許可されました。</p>

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画(9月1日公告)の決定」について上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和5年7月期の申し出分については、「令和5年9月1日公告 利用権設定内訳」のとおりです。</p> <p>今回は利用権設定の一般分が合計2件7,036㎡となっております。</p> <p>以上の農用地利用集積計画は、この農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様よりご質疑・ご意見等はございますか。</p> <p>(なしという声)</p> <p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農用地利用集積計画(9月1日公告)の決定」について、提案の通り決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p> <p>続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について上程いたします。受付番号29から32までの4件について事務局からの説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号29から31</p> <p>位置等：説明資料の3から17ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電設備</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：都市計画区域の用途区域のため不要</p>
<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>受付番号32</p> <p>位置等：説明資料の18から23ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電設備</p>

	<p>資金計画：全額自己資金  他法令：特になし  周辺影響：影響ないと確認  除外手続：除外済み</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。  ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。  何かございますか。  財間委員さん太陽光発電について、周辺の住宅について問題はありませんでしょうか。</p>
6 番財間委員	<p>申請地は、申請本人の家の横であり、周辺からの同意は得ていると聞いており問題はないと思います。</p>
3 番木村委員	<p>申請地の地番 2059 番が 2 か所あるのは、おかしいのではないかと見当たらぬ。また、地番の 2061 番の 4 も見当たらぬ。</p>
事務局長	<p>地図で確認しましたことをもう一度整理します。  議案資料 4 ページの上の図は 2059 番が 2042 番 2 です。下の図も 2059 番が 2042 番 2 となります。一番下の表の 2061 番 4 は 2061 番となります。</p>
議長	<p>ほかに質問がありますでしょうか。    (なしという声)    ないようですので採決に移らせていただきます。  それでは「農地法第 5 条の規定による許可申請」受付番号 29 から 32 について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  挙手全員、許可されました。    それでは、議案第 4 号「非農地証明申請について」を上程いたします。  受付番号 21 から 22 の 24～27 の 6 件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概要)  受付番号 21  位置等：説明資料 3、24 ページに記載  潰廃事由：平成 22 年頃の被害により、当地の水路が壊れ耕作放棄し原野化した。</p>

<p>事務局 (東城出張所)</p>	<p>現地確認：現地は低木が繁茂し笹などが生え、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>受付番号 22</p> <p>位置等：説明資料 25～26 ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成 11 年頃から居宅の敷地として利用されている。</p> <p>現地確認：現地は居宅の敷地の一部となっており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認</p>
<p>事務局 (口和出張所)</p>	<p>受付番号 24</p> <p>位置等：説明資料 27～28 ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和 55 年頃、父の死亡により農地が放棄され荒廃が進み林野化した。</p> <p>現地確認：現地は笹、竹林など繁茂した粗悪林となっており、農地として利用するのは困難で非農地と確認。</p>
<p>事務局 (比和出張所)</p>	<p>受付番号 25</p> <p>位置等：説明資料 29～30 ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成 10 年頃から橋が無くなり、田への往来が出来なくなり荒廃した。</p> <p>現地確認：現地は原野化しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
<p>議長</p>	<p>受付番号 26</p> <p>位置等：説明資料 29、31 ページに記載</p> <p>潰廃事由：条件的に管理道が狭くトラクターなどの往来が難しかった。また、圃場に行くのに他人の土地を通行しなくてはいけない等で平成 28 年頃から不耕作となり荒廃した。</p> <p>現地確認：現地は原野化しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>受付番号 27</p> <p>位置等：説明資料 29、32 ページに記載</p> <p>潰廃事由：条件的に管理道が狭くトラクターなどの往来が難しかった。また、圃場に行くのに他人の土地を通行しなくてはいけない等で平成 20 年頃から不耕作となり荒廃した。</p> <p>現地確認：現地は原野化しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>佐々木委員さん比和の現地はかなり荒れているのでございましょうか。</p>

23 番佐々木委員	現地に行くにも草が繁茂し、田んぼに行くにも橋がなく農地は荒廃しており、復旧ができる状況ではありませんでした。
議長	みなさんからご意見はありませんでしょうか。
9 番森兼委員	26 番と 27 番は面積が大きいですが、第 1 種農地ではないですか。
事務局員 (比和出張所)	第 1 種農地ではありません。
9 番森兼委員	地図から畔がみえる。ずっと今まで農地をほっておいたのか。
事務局員 (比和出張所)	耕作者である父は病気で死亡し、息子とお母さんで耕作しようとしたが、労働力不足や、橋がない等地理的要件が悪いため、荒廃したと聞いております。
9 番森兼委員	面積が大きいので注意が必要です。また、現状地図と公図が違うように見える。
24 番榮田委員	現地には、佐々木委員、推進委員 2 名と私と事務局 5 人で確認に行きました。地図に記載のある四角な建物は朽ちていて入れる状態の建物ではありませんでした。また、近くに市道が通っているが、耕作放棄された時には設置されていませんでした。 この建物は、昔住まわれていた家で、今は 1 km 先に引っ越しをされています。現地は、大きな道に降りる道もなく、本当に藪の中のような感じでした。田んぼに行くまでの道が崖のようになっていて、降りられず、目視はできるのですが、とても近くまでは行けませんでした。
議長	現地は、藪のなかで行くにも大変だったということで宜しいでしょうか。
9 番森兼委員	地図と荒廃の経過と現地の現状をはっきり説明してもらいたいです。 受付番号 27 について、上の地図の縞模様は畔でしょうか。 下の地図と違うように見える。
事務局員 (比和出張所)	下の地図の縞模様は畔です。 現状は畔があり、3 枚に見えるが、登記簿上、公図は 1 枚となっています。

<p>議長</p>	<p>ほかに質問がありますでしょうか。 (なしという声)</p> <p>ないようですので採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請」について、受付番号 21 から 22、24～27 の 6 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、申請のとおり証明することに決定されました。</p> <p>続きまして、議案第 5 号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）の意見聴取について、市より意見を求められていますので上程いたします。 事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>農業振興課 職員</p>	<p>「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（以下基本構想）の一部変更について説明いたします。基本構想は、10 年先の農業の在り方について総合的に定めた計画です。策定にあたっては、農業経営基盤強化促進法施行令第 2 条に基づき概ね 5 年ごとの見直しが必要となっています。また、農業経営基盤強化促進法第 6 条において、農業経営基盤強化促進法に基づき広島県の「広島県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に則することとされており、あらかじめ農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされています。この度農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、基本構想も変更する予定としており、この基本構想を定める場合は、農業経営基盤強化促進法施行令第 2 条に基づき農業委員会の意見を聞くことが法律で定められております。回答を頂くにあたって主な変更を説明させていただきます。</p> <p>変更理由と概要は、農業経営基盤強化促進法等の一部改正及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱の一部改正に基づき、県の「広島県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が変更されたことに伴い、人・農地プランの記述を削除し、地域計画等関連事項を変更しております。</p> <p>また、地域計画移行期間における利用権設定等促進事業の取扱いを追加しております。さらに農地利用集積円滑化事業について、農地中間管理事業に統合されたことに伴い、関係記述の削除しております。</p> <p>変更内容は、1. 第 1 定義を定めることにより、本文中の根拠規定の記述を削除 2. 法改正に伴い、地域計画が法定化されたことに伴い、人・農地プランの記述を削除し、地域計画へ変更 3. 地域計画推進事業の記述を追加 4. 移行期間における利用権設定等促進事業の取扱の記述を追加 5. 農地利用集積円滑化事業について、農地中間管理事業に統合されたことに伴い、関係</p>

<p>議長</p>	<p>記述を削除</p> <p>6. その他総農家戸数等の最新の数値への修正、文言の修正及び修正に伴う別紙の一部を削除しております。</p> <p>また、変更箇所については、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想新旧対照表に記載しており、これらの説明を反映させたものを資料として添付させていただいております。非常に簡単な概要説明ではありますが、説明は以上となります。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様よりご意見・ご質問を受け付けます。何かございますか。</p> <p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）の意見聴収」について、提案のとおり「異議のない」旨の回答をすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、承認されました。</p> <p>それでは、議案第 6 号「営農型太陽光発電の事業計画変更承認申請とそれに伴う農地法第 5 条及び農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局員 (比和出張所)</p>	<p>営農型太陽光発電の事業計画変更承認申請とそれに伴う農地法第 5 条及び農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>農地法第 5 条の規定により令和 3 年に 10 月 18 日に指令庄農第 29 号で許可され、令和 4 年 8 月 5 日付け指令庄農第 4 号で変更を許可された案件となります。</p> <p>所在地は比和町の田 1 筆で、既存の太陽光発電設備が、昨年 12 月下旬の大雪・風の影響で倒壊しました。今回、これを復旧するため設計仕様を変更し建て替えをするための、1 時転用面積の増加となります。架台の支柱本数の変更し、風雪での強度を高めるために 84 本から 168 本に変更します。支柱本数が増加することにより、0.3808 m<sup>2</sup>の一時転用面積の増加となります。そのため、農地法 5 条の許可と国の通知による太陽光発電設備設置業者と営農者との間で必要な民法 269 条第 1 項の地上権の設定に係る農地法第 3 条の許可申請を行うものです。</p> <p>太陽光発電設下部の農地における営農計画書と営農型発電設備での野菜（陽性・半陰性）への影響について、ひろしま農協より知見書が提出されております。変更前の営農計画では 4 月から 12 月までほうれんそうを作付け、収穫予定でしたが、今回の復旧工事が 10 月施行予定ということで、今年度は作付けが困難な状況にあります。</p> <p>そのため、来年 5 月からは 11 月にかけて大豆を作付け、収穫する内容に変更されております。</p>

<p>議長</p>	<p>知見書では、変更する大豆は一日中6時間以上の直射日光を好む作物ですが、今回営農型太陽光の支柱の下でも十分な日照量を確保でき、平均収量の8割以上の達成は可能という内容となっております。説明は以上です。ご審議のほど宜しくお願いします。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様よりご意見・ご質問を受け付けます。何かございますか。</p> <p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>議案第6号営農型太陽光発電の事業計画変更承認申請とそれに伴う農地法第5条及び農地法第3条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数で、申請のとおり承認することに決定されました。</p> <p>以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。</p> <p>(その他事項について資料にて説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7/20 役員会の報告</li> <li>・協議事項 (広報委員、年金推進部長)</li> <li>・今後の主な日程</li> </ul> <p>報告を行った。</p>
<p>議長</p>	<p>以上事務局からの報告・協議でした。</p> <p>みなさんからご質疑、意見等はございますでしょうか。</p> <p>皆様の方から何かございませんか。</p> <p>(なしという声)</p> <p>以上で本日の日程をすべて終了しました。</p> <p>これをもって、第6回農業委員会総会を閉会といたします。(午後3時00分)</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和5年8月7日

議 長  
(堀江 唯雄) \_\_\_\_\_

3 番委員  
(木村 英宗) \_\_\_\_\_

4 番委員  
(増谷 克則) \_\_\_\_\_